

●当院は下記の届出をおこなっております。

◆基本診療料の施設基準等に係る届出

精神科救急急性期医療入院料	精神科身体合併症管理加算
児童・思春期精神科入院医療管理料	精神科応急入院施設管理加算
精神療養病棟入院料	精神科急性期医師配置加算 1
	精神科救急医療体制加算 2
	摂食障害入院医療管理加算

◆特掲診療料の施設基準等に係る届出

C T 撮影	M R I 撮影
精神科ショート・ケア(大規模)	精神科ナイト・ケア(大規模)
精神科デイ・ケア(大規模)	精神科デイ・ナイトケア(大規模)
重度認知症デイ・ケア料	精神科作業療法
抗精神病特定薬剤治療管理料	医療保護入院等診療料
認知療法・認知行動療法 1	ハイリスク妊産婦連携指導料 2
児童思春期支援指導加算	こころの連携指導料(Ⅱ)
医療 DX 推進体制整備加算	入院ベースアップ評価料 3 2
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	

●当院は、厚生労働大臣が定める施設基準を行っている保険医療機関です。

関東信越厚生局に届け出て、以下の基準で看護要員を配置しております。

◆当院の A2・A3・C1・F1・F2・F3 病棟（精神科救急急性期医療病棟）には、

- ・入院患者 10 人に対し常時 1 人以上の看護師がいます。
- ・夜勤帯には 2 名以上の看護師がいます。
- ・精神保健指定医及び精神保健福祉士がいます。

◆当院の C2・G2 病棟（精神療養病棟）には、

- ・入院患者 15 人に対し常時 1 人以上の看護要員がいます。
- ・看護要員の最小必要数の 5 割以上が看護職員です。
- ・看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・夜勤帯には 2 名以上の看護要員がおり、そのうち 1 名以上は看護職員です。
- ・精神保健指定医及び精神保健福祉士又は公認心理師、作業療法士又は作業療法の経験を有する看護職員がいます。

◆当院の B2 病棟（児童・思春期精神科入院医療病棟）には、

- ・入院患者 10 人に対し常時 1 人以上の看護師がいます。
- ・夜勤帯には 2 名以上の看護師がいます。
- ・精神保健指定医及び精神保健福祉士、公認心理師がいます。

◆入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。